

第5次  
千代田区  
文化芸術  
プラン

素案

令和8年3月

千代田区



## はじめに

千代田区では、長い歴史に育まれた伝統が息づき、地域の暮らしの中で継承されてきました。政治・経済の中心地として多くの人々が行き交い、過ごす活気のあるまちであり、美術館や劇場なども多数立地し、文化芸術にかかる多彩な人的・物的資源が集積しています。

区では、平成16年3月に「千代田区文化芸術基本条例」を制定し、翌平成17年に「千代田区文化芸術プラン（第1次）」を策定して以来、千代田区の豊かな資源を活用しながら文化芸術の振興に努めてきました。この間にオープンした「ちよだアートスクエア」（平成22年開館）、「日比谷図書文化館」（平成23年開館）が、約15年間の取組を通じて区の文化芸術振興の拠点へと成長し、区としての基盤整備が進みました。

また、平成29年に「文化芸術基本法」、平成31年には「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、観光、まちづくり、国際交流等の分野における施策を法律の範囲に取り込むことや、未指定のものも含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくために保存・活用を図っていくことが示されました。

区の「文化力」の向上を推進する中で、令和元年には新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、文化芸術活動が著しく制限されるという事態にも直面しました。これによって文化芸術振興の意義を再確認することとなり、「千代田区文化芸術プラン（第4次）※」（以下、「第4次プラン」という。）では、「困難と不安の中でもこそ、安らぎや勇気を与えてくれる文化芸術の灯を絶やさず、発展していく」ことを目指してきました。

さらに社会の変化が加速している今日では、多様な価値観を認め合うきっかけや土壤を育むための、文化芸術の重要性が高まっています。

ここに策定する「千代田区文化芸術プラン（第5次）」（以下、「本プラン」という。）は、これまで育んできた「文化力」と「文化芸術にかかる豊富な資源」を活かし、千代田区ならではの文化芸術を発展させ、より広く、多くの人々に向けて発信し、心豊かなまちの実現を目指します。

## 目 次

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画策定にあたって .....</b>         | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の背景と目的 .....                 | 1         |
| 2 計画の位置づけ .....                    | 2         |
| 3 計画期間 .....                       | 2         |
| 4 計画における区の文化資源 .....               | 3         |
| <b>第2章 区を取り巻く現状と課題 .....</b>       | <b>4</b>  |
| 1 これまでの千代田区の取組と今後の課題 .....         | 4         |
| 2 国、東京都における文化政策動向 .....            | 9         |
| <b>第3章 基本的方向性.....</b>             | <b>13</b> |
| 1 基本目標 .....                       | 13        |
| 2 重点目標 .....                       | 13        |
| 3 施策体系 .....                       | 14        |
| <b>第4章 施策の展開 .....</b>             | <b>16</b> |
| 1 施策内容 .....                       | 16        |
| 2 文化芸術拠点施設の今後の取組 .....             | 29        |
| <b>第5章 計画の推進 .....</b>             | <b>33</b> |
| <b>資料編 .....</b>                   | <b>34</b> |
| 1 千代田区文化芸術プラン（第5次）推進委員会 委員名簿 ..... | 34        |
| 2 千代田区文化芸術プラン（第5次）策定経過 .....       | 35        |
| 3 千代田区文化芸術基本条例 .....               | 36        |

## 第1章

# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

文化芸術は、人々に生きる喜びをもたらすとともに、豊かな人間性や感性、想像力を育むものです。また、時代や国境を超えた共感を呼び起こすことによって、人と人を結びつけ、創造的な活動の源泉となります。

さらに、文化芸術とはいわゆる「芸術」だけではなく、伝統文化や生活様式などを含む幅広いものです。文化芸術の振興は、世代、ジェンダー、障害の有無等にかかわらず、互いに認め合いながら、美しさの追及、自立、他者への気遣いやマナーを大切にした文化を今に生かし、質が高く品格ある文化的・芸術的生活を送ることのできるまちの実現に繋がります。

区では、このような文化芸術に対する考え方を踏まえ、「文化芸術を通じて、誰もが自らの暮らしの主人公として豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しい千代田区を創る」ために、平成16年3月に「千代田区文化芸術基本条例」(以下、「基本条例」という。)を制定しました。

さらに基本条例の基本理念（第2条）を踏まえた「心豊かな日常生活が送れる美しいまちの実現」、「文化芸術のエネルギーがあふれるまちの実現」という、計画の目指すべき姿の実現に向け、平成17年に「千代田区文化芸術プラン（第1次）※」を策定しました。同プランでは、基本条例の重点目標（第7条）に従い、「保存し伝える」、「創る」、「育てる」という3つの重点目標を立て、それに従って施策・プロジェクトに取組んできました。令和3年度には「千代田区文化芸術プラン（第4次）※」を策定し文化芸術振興を進めてきました。

これらの経緯とともに、人々の多様な価値観の広がりやデジタル技術の進展といった社会の動きを踏まえ、「千代田区文化芸術プラン（第5次）」を策定します。

本プランでは、千代田区に住む人、働く人、学ぶ人、買い物や観光などでまちを訪れるすべての人々が文化芸術に親しみることができることを目指します。とくに近年では外国人居住者も増加していることから、更なる多文化共生の実現に向けて取組んでいきます。

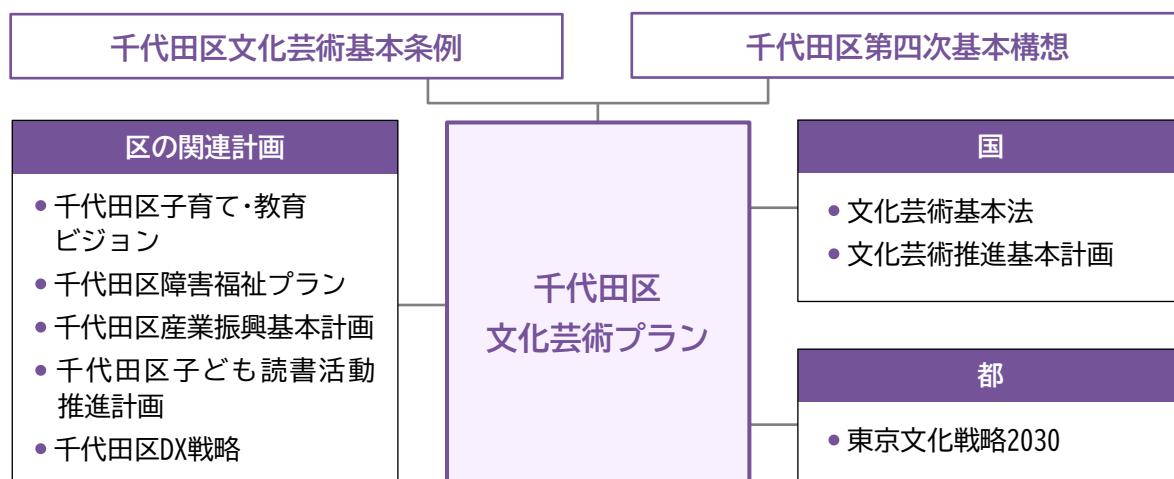
また、千代田区に集積する多様な文化資源を活かすとともに、文化芸術の担い手である区民一人ひとりが文化芸術活動に参加する機会を提供していくことで、千代田区ならではの文化芸術を創出します。

## 2 計画の位置づけ

本プランは、基本条例（第6条）に基づき、総合的かつ計画的に文化芸術に関する施策を推進するための計画として位置づけます。

同条例に示された基本理念ならびに重点目標を踏まえ、千代田区が区民とともに文化芸術振興施策を立案・実施する際の基本的な考え方を示す基本計画であり、施策の具体的な内容も示しています。

また、令和5年には千代田区第4次基本構想が策定され、「伝統と未来が調和し、躍進するまち」という将来像が示されました。この将来像に、関連計画もあわせて、計画を推進していきます。



## 3 計画期間

本プランの計画期間は令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

---

※第一次から第四次までは期数の表記に漢数字を使用していましたが、本プラン内では算用数字で統一して表記します。

## 4 計画における区の文化資源

千代田区は、江戸幕府開府以来、明治、大正、昭和、平成と400年の長きにわたり常に日本の政治・経済・文化の中心となってきた地であり、伝統文化や生活様式などを含む豊富な文化資源があります。これらすべてを本プランにおける文化芸術資源とします。

明治以降の近代化の過程で番町・麹町地区に政府関係者や文化人が居住するようになり、さらに各国の大使館が立地することとなりました。こうした開国と近代化の歩みとともに西洋文化を取り入れる過程で、独特の文化が生まれました。

また、区内には教育施設が数多く設置され、学生の街となるとともに、神保町には古書店街が、お茶の水には楽器店が集積し、それぞれの地域に個性的な文化が育まれました。

同時に商人の街でもあり、伝統や慣習にしばられない、独自の文化を生み出す風土があります。浮世絵、歌舞伎、黄表紙、俳諧、落語などは今では日本の「伝統文化」とされていますが、当時は上方の影響から抜け出した自由な発想で生まれたものでした。

現代では、ポップカルチャーの盛んな地として、秋葉原が世界中から多くの人を集めています。

一方、古くから今まで地域の人々が受け継いできた祭や行事、伝統文化などの無形の文化芸術資源も数多く残されています。食の面でも、蕎麦や天ぷら、寿司、お酒、鰻、和菓子など、区内には多くの老舗があり、長い歴史を踏まえつつ新しい取組にもチャレンジし、その味を今に伝えています。それらの美意識や価値観等を振り返ることで、現代に相対的な視点も与えています。

もう一つの千代田区の特異な点は、東京23区でも上位の緑被率の高さです。皇居を中心に東西1.5km、南北2kmの緑地が形成されており、その他にも多数の緑豊かな公園があり、大都会の中で人々に憩いの場を提供してきました。

こうした特徴が多くの人々を惹きつける魅力となり、都心ならではの新たな文化的な刺激につながっています。

これらのことと踏まえ、千代田区で過ごすすべての人々が、多様なかたちで文化芸術に親しむことができるような機会の提供と、そこから生まれる多様な文化資源を文化芸術振興に活用することを基本的な方向性として、具体的な施策を展開していきます。

## 第2章

# 区を取り巻く現状と課題

## 1 これまでの区の取組と今後の課題

### ◆重点目標ごとの評価と課題

第4次プランでは、基本条例に示された基本理念の実現に向けて、同条例の重点目標「保存し伝える」、「創る」、「育てる」に基づいて取組を進めてきました。

#### 重点目標Ⅰ 保存し伝える

##### ① 施策と取組状況

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 施策1<br>記憶と暮らしの再発見と伝承  | 「まちの記憶」を保存し継承できるよう、写真やインスタグラムを活用したコンテストの開催や、まちの記憶保存プレートの設置を行いました。<br>また、区内小学校にて、高齢者等をゲストティーチャーとして招聘し、日本の伝承遊び等を体験する講座を実施しました。                       |
| 施策2<br>ちよだの文化遺産の継承・発展 | 区が収集した文化財を活用した展示を毎年度開催し、多くの方に来場いただきましたとともに、文化財サインの新規設置や修繕を行いました。<br>また、「区の花さくら再生事業」では、さくら基金へのクラウドファンディングを実施し、集まった寄付をさくらの維持再生に取組む経費の一部にあてることができました。 |

##### ② 今後に向けた課題

区が収集した文化財を始めとする文化遺産（資源）をデジタル化し、ウェブ等で分かりやすく公開することで、区民や多くの人たちが文化遺産に親しむ機会をさらに増やし、その魅力を広く発信していく必要があります。

また、歴史・文化の保存・継承と地域コミュニティ振興とのつながりを醸成していくとともに、近代や現代の文化についても目を向け、区に誇りと愛着を持てる文化の継承につなげていくことが求められます。

## 重点目標2 創る

### ① 施策と取組状況

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 施策3<br>文化芸術が身近に親しめるまちづくり | 昼夜みコンサートでは、さまざまな年代の方が楽しめるよう、前方に子ども席を用意したこと、多くの親子連れに来場いただきました。また、区内の劇場と連携し、さまざまな公演を区民料金（チケット定額の半額）で販売し、区民が文化芸術に触れる機会を提供しました。          |
| 施策4<br>区民文化活動の活性化        | 区内に活動拠点を置く文化団体が実施する事業に対して補助金を交付することで、団体の事業を支援するとともに、区民が文化芸術に触れる機会を提供しました。また、区内で活動している文化団体の発表の場として文化芸術の秋フェスティバルを開催し、団体同士の交流機会を創出しました。 |
| 施策5<br>ちよだの魅力の共有と発信      | 区民のみならず外国人等の観光客に、区の文化資源を分かりやすく周知するため、ウェブやSNSを活用し、情報発信を行いました。   |

### ② 今後に向けた課題

区内で活動する文化団体の活動を引き続き支援するとともに、団体同士の交流の輪をさらに広げる必要があります。

また、区を訪れる人にも分かりやすく、インバウンドを含めた観光客も参加できるような機会の提供や情報発信が求められます。

## 重点目標3 育てる

### ① 施策と取組状況

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 施策6<br>次世代を担う子ども・若者の創造力育成 | 区の文化資源を活用し、子どもの頃から継続的に文化芸術に触れられるよう、学校で伝統文化を理解する教育や体験教室を実施しました。また、文化芸術拠点施設であるちよだアートスクエアにてアーティスト・イン・レジデンス事業を実施し、アーティスト等との交流を通じて、知的・創造的な刺激を得る機会を提供しました。 |
| 施策7<br>文化芸術を創り、担う人の育成     | 障害者アート支援事業では、障害の有無にかかわらず全ての人がともにアートにふれる体験やワークショップを実施しました。また、ちよだ生涯学習カレッジの実施や文化観光ボランティアの養成等を行うことによって、文化芸術を担う人材の育成を行いました。                               |

### ② 今後に向けた課題

次世代を担う子どもたちが伝統文化に触れるとともに、新しいものを創り出す力を育むための支援を引き続き行う必要があります。

また、文化芸術を振興するためのボランティアや、創り手と受け手をつなぐ人など、さまざまな人材が求められます。

## ❖文化芸術拠点施設ごとの取組

第4次プランにおいて、「ちよだアートスクエア」、「日比谷図書文化館」、「内幸町ホール」、「九段生涯学習館」を、区による文化芸術振興施策を推進していくための拠点施設として位置付けました。これら4つの施設は、第4次プランにおける施策・プロジェクトを推進する役割を担いました。

### 施設1　ちよだアートスクエア

ちよだアートスクエアは、文化芸術活動の場所や機会を提供する民設民営の施設として、これまで、多くの展覧会やイベント、ワークショップ等を実施し、重点目標である「創る」を推進してきました。また、重点目標の「育てる」では、さまざまな年代の多様な区民を文化芸術活動の担い手として育成する活動を展開してきました。さらに、地域コミュニティとの関係や文化芸術に関するネットワークも構築してきました。

第4次プランの期間中である令和3年12月に旧練成中学校をちよだアートスクエアの拠点施設として位置づけ、活用していく方向性を決定しました。本施設は築47年が経過していることから、令和5年度より一時休館し、施設老朽化に対応するため改修工事を行っています。

### 施設2　日比谷図書文化館

日比谷図書文化館は、図書館機能、ミュージアム機能、文化活動・交流機能の3つの機能をもった複合文化施設です。

日比谷図書文化館はすべての重点目標に紐づく施策・プロジェクトを担っており、「保存し伝える」では、文化財の収蔵や区のゆかりの歴史や文化財を紹介する常設展示、区の特徴ある歴史や文化を紹介する特別展示を行い、多くの方にご来場いただきました。

また、重点目標の「創る」・「育てる」では、利用者の参画を促す各種講演会、セミナー、ワークショップなどを開催し、さまざまな学びと交流の場を提供しました。

### 施設3　内幸町ホール

内幸町ホールは、音楽を中心に、舞踊、演劇や落語などさまざまな文化芸術活動の場を提供する多目的ホールです。コロナ禍においてホールの利用率が下がったときもありましたが、令和6年度には100%近い利用率となり、区民の文化芸術活動の場として多くの方にご利用いただきました。

また、重点目標の「創る」として、区内の文化芸術活動を行う団体が成果発表を行う内幸町ホール文化祭を開催し、区民等の活動を支援し、活性化する事業となりました。

施設老朽化に伴う改修工事のため、令和7年度より一時休館しています。

## 施設4 九段生涯学習館

九段生涯学習館は、生涯学習の振興を図るため、自主的かつ継続的な学習活動をしている区民のグループ、サークル等の団体が行う学習・研究・実習等に対して場を提供する施設です。

重点目標の「創る」・「育てる」に紐づく施策・プロジェクトを担っており、文化芸術を支える人材の育成として、「ちよだ生涯学習カレッジ」を実施し、活動する人の輪を広げ、「創る」における創作や発表だけでなく、交流の機会を広げてきました。

なお、九段生涯学習館は、「九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業」の地区内に所在しており、本再開発に関する再開発ビルに配置する区有施設については、現時点で生涯学習館の機能更新を軸に検討していくこととしています。

### ❖今後に向けた課題

現在、4つの文化芸術拠点施設のうち「ちよだアートスクエア」、「内幸町ホール」の2施設が、老朽化に伴う改修工事のため一時休館していますが、両施設の休館中も、この施設で行われていた取組を引継ぎ、固定の施設に縛られずに事業を展開していく必要があります。

また、4つの拠点施設が連携し、重点目標の達成に向けて取組んでいくことが求められます。

今後の取組については第4章にて詳述します。

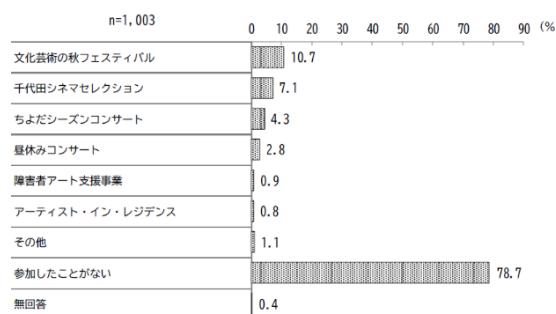
## Column 文化芸術施策に関する区民の意見

現在、区で取組んでいる文化・芸術施策について、千代田区民世論調査（令和6年）から、以下のような結果が出ました。

78.7%の回答者が区の文化芸術イベントに参加したことはないと回答しており、その理由としては、「どんな活動があるかわからない」「時間に余裕がない」が多く挙げられています。一方、参加したいと感じる文化芸術イベントについては、音楽イベントに関する回答が多く見られました。

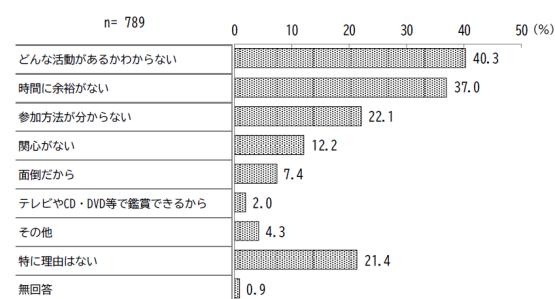
**問35 あなたは今までに区の文化芸術にかかるイベントに参加したことがありますか。  
(○はいくつでも)**

図14-1-1 文化芸術イベントへの参加状況



(問35において「7. 参加したことがない」とお答えの方に)  
**問35-1 参加したことがない理由は何ですか。  
(○はいくつでも)**

図14-1-3 参加していない理由



**問36 今後、あなたが参加したいと感じる文化芸術イベントがあればご記入ください。(自由記述)**

| No. | 分類            | 出現数 |
|-----|---------------|-----|
| 1   | 音楽イベント        | 43  |
| 2   | 映画イベント        | 12  |
| 3   | 舞台イベント        | 10  |
| 4   | アートイベント       | 7   |
| 5   | 歴史学習          | 5   |
| 6   | フリーマーケット・マルシェ | 3   |
| 7   | まち歩きイベント      | 3   |

| No. | 分類      | 出現数 |
|-----|---------|-----|
| 8   | 祭り      | 3   |
| 9   | 交流イベント  | 3   |
| 10  | 障害者芸術文化 | 2   |
| 11  | その他イベント | 9   |
| 12  | その他ご意見  | 10  |
| 13  | 特に無し    | 7   |

※ 自由記述の中には重複するものもあるため、出現数の合計と回答者数は一致しない。

## 2 国、東京都における文化政策動向

### ❖国による文化政策の動向

#### ①文化芸術推進基本計画の策定

平成29年に「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が施行されました。同法では、文化芸術自体の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むことが示されました。

平成30年には同法に基づき、国の文化芸術振興を方向づける「文化芸術推進基本計画」が策定されています。さらに、令和5年に閣議決定された文化芸術推進基本計画（第2期）においては、第1期計画の期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって芸術の「人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるもの」という本質的価値が改めて認識されたことに触れられています。またデジタル化等の技術革新によって新たな収益を生むことで、芸術の本質的価値の向上のために再投資されるという好循環をつくり出していくことを打ち出しています。また、同計画では国と地方公共団体の連携を一層深め、地方創生・地域活性化にも資する文化芸術を振興していく旨も記載されています。

#### ②障害の有無にかかわらない文化芸術活動の推進・支援

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定や、全国的な気運を踏まえ、国においても、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

同法では、文化芸術基本法の理念に基づき、障害の有無にかかわらず文化芸術を鑑賞し、また創造することができるようすることを理念として掲げています。そして、地方公共団体に対して、障害の有無にかかわらない文化芸術活動の推進を行うことを求めています。

また、同法に基づいて策定された「障害者文化芸術基本計画」（令和5年に第2期計画策定）においては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に関連した、「社会包摂に資する文化芸術活動の広がりや、文化事業・活動へのバリアフリー対応等のアクセシビリティの向上といった成果」をレガシーとして受け継いでいくこととなっています。

### ③文化財の保護から活用への拡大

文化財保護法の制定以来、その基本方針として、文化財の保存・継承を行うことに重点が置かれてきました。

平成31年「文化財保護法及び地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、文化財の確実な継承を目指して、新たに未指定の文化財を含め、地域のまちづくりに活用しつつ、地域社会総がかりで取組んでいくことが示されました。その中では、地域社会で連携を深めながら、文化財の計画的な保存、活用を促進し、地方文化財保護行政を推進することを目指しています。

このような動きの中で、国は、地方公共団体が「文化財保存活用地域計画」を策定するための支援として、「文化財保存活用地域計画作成のためのハンドブック」を発行しています。

## ❖東京都による文化政策の動向

### ①東京文化戦略2030の策定

東京都における文化政策は、昭和58年に「東京都文化振興条例」が制定されてから始まります。その後、平成18年には「東京都文化振興指針」を策定しました。

令和3年に策定された「『未来の東京』戦略」では「文化やエンターテインメントで世界を惹きつける東京」を目指し、芸術文化を身近に触れられる環境の創出によって、東京のアートシーン拡大につながる好循環を生み出すとともに、世界に向けて東京の芸術文化の発信に取組んできました。

都の文化政策の方針としては、令和4年に策定された「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」が現行の計画となっています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングをとらえて策定されたものであり、「芸術文化の力で『躍動』と『豊かさ』が両立した社会、『芸術文化で躍動する都市東京』を目指す2040年代の東京の姿としています。

そして直近の令和7年に策定された基本計画である「2050東京戦略」においても、「東京発の洗練された価値が世界中の人々を刺激し、心を潤す」というビジョンが掲げられ、コロナ禍を経てこれまでの文化芸術への視点とは一線を画し、「限られた愛好家のためのものではなく、社会の基盤である」という考え方方が示されています。

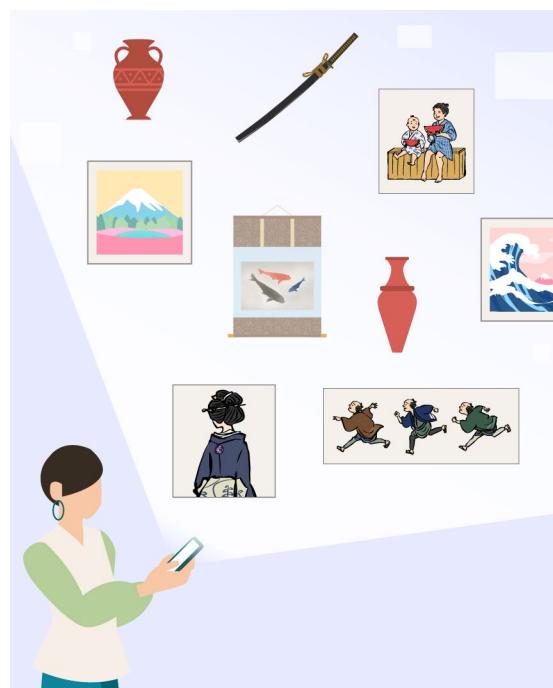
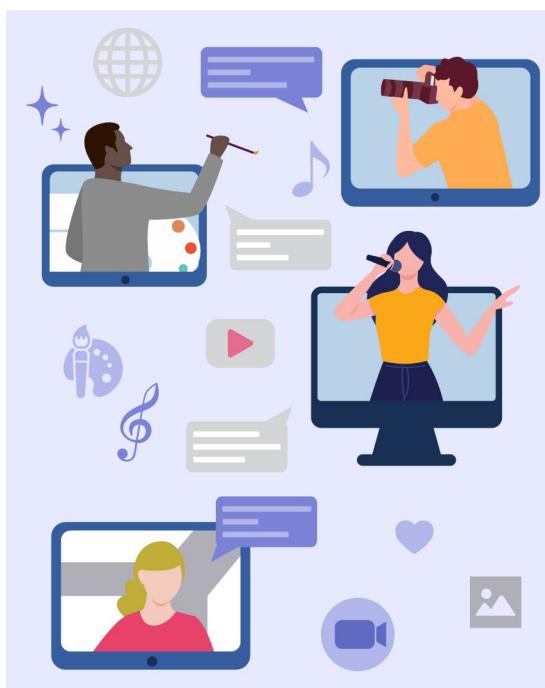
## ②観光政策の推進

国によるインバウンド（外国人の訪日旅行）政策とそれに伴う外国人観光客の増加を踏まえ、東京都においても、平成31年に「東京都観光産業振興実行プラン」が策定されました。令和6年に策定された「PRIME観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン 2024-2026」では、アフターコロナで復活した観光需要の積極的な取り込みとともに、観光における持続可能性の確保、観光産業の基盤の強靭化を基本方針とした取組を展開しています。

## ❖その他、文化芸術を取り巻く社会情勢

文化芸術施設等の運営や各種文化芸術イベントの実施についての取組を進めていくにあたっては、国、東京都における文化政策動向に留意します。とくに、自然災害や感染症の予防等の社会情勢が変動した状況下においても、文化芸術活動を絶やさない環境をつくります。

また、IT技術等の進展により、世界中への情報発信や交流、情報収集が容易になりました。その一方で、ITツールを使いこなせるか否かによる情報格差や、同質の情報が集中することで価値観に偏りも生じることが指摘されています。



## Column 他自治体のDX活用事例

### ◆まつどデジタルミュージアム(千葉県松戸市)

松戸市立博物館と戸定歴史館の収蔵品をオンラインで閲覧することができる。文化財の周辺環境や関連の文化財を含めてストーリーを創ることで、文化財の価値をわかりやすく発信していくことを目的とした取組である。

収蔵品の検索、閲覧に加え、収蔵品をさまざまな角度から観察できる「3Dコンテンツ」や細部まで観察できる「高精細コンテンツ」等、デジタルならではの楽しみ方ができる。

また、子ども向けコンテンツとして「こどもミュージアム」も充実しており、子どもが自宅で楽しめるコンテンツが複数用意されている。



出典：まつどデジタルミュージアム web サイト  
(<https://matsudo-digital-museum.jp/>)

### ◆トキワ荘通り AR 探訪(豊島区)

手塚治虫をはじめとするマンガの巨匠たちが青春時代を過ごした「トキワ荘」が建てられていた豊島区南長崎地域を、より多くの人に親しんでもらうために開発。

トキワ荘の関連施設が多くある「トキワ荘通り」周辺で、マンガの世界をイメージしたARによる観光ガイドを体験することができる。

該当エリアではテキストと画像によるガイドを見ることができ、公認キャラクター「かきとらさん」のイラストやフキダシなど、現実空間にマンガの世界が登場したかのような感覚を味わうことができる。



出典：豊島区 Web サイト  
(<https://www.city.toshima.lg.jp/467/bunka/2411271751.html>)

### 第3章

## 基本的方向性

### 1 基本目標

本プランは「千代田区文化芸術基本条例」第6条に基づき定めるものです。これにより、同条例の第1条に示される「目的」を本プランの基本目標として掲げます。

#### 文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く

千代田区文化芸術基本条例

(目的) 第1条

この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づき、千代田区（以下「区」という。）における文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに区及び区民等の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、**文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓くことを目的とする。**

本プランでは次の2つを目指すべき姿とします。

～ 心豊かな日常生活が送れる美しいまちの実現 ～

～ 文化芸術のエネルギーがあふれるまちの実現 ～

### 2 重点目標

「千代田区文化芸術基本条例」の重点目標（第7条）に基づき、次の3つの柱を設定します。

| 保存し伝える   | 創る   | 育てる  |
|--|--|--|
| 区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図る。 | 地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に向けて発信する新たな区の文化芸術を創造する。また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちの創出を図る。 | 将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで担い手の育成に取組むよう、地域の活力の向上を図る。 |

### 3 施策体系

| 基本目標               | 重点目標            | 施策  |
|--------------------|-----------------|---|
| 文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く | 1<br>保存し<br>伝える | 施策1 文化芸術遺産の保存・継承<br>歴史や伝統、暮らしの文化を学び、共有することで、文化芸術遺産を継承する |
|                    |                 | 施策2 資源活用と情報発信<br>イベントや観光をとおして情報発信を行い、価値ある文化芸術遺産を将来に遺す   |
|                    | 2<br>創る         | 施策3 文化芸術風土の醸成<br>区民が歴史や伝統文化に触れ、文化芸術作品に親しむ環境をつくる         |
|                    |                 | 施策4 創作活動の促進<br>文化芸術活動を活性化する、創作活動を促進する                   |
|                    | 3<br>育てる        | 施策5 多様な主体との連携<br>区内の多様な主体と連携し、新しい文化芸術の創出を図る             |
|                    |                 | 施策6 子どもの育成<br>子どもたちが文化芸術に親しむ環境と、豊かな感性や創造力を養う機会を提供する     |
|                    | 3<br>育てる        | 施策7 創り手の育成<br>文化芸術を創造する人材の発掘や育成を図る                      |
|                    |                 | 施策8 支え手の育成<br>文化芸術を支える人材を育成し、活用する                       |

| 主な事業                | 文化芸術拠点施設       |              |            |             |
|---------------------|----------------|--------------|------------|-------------|
|                     | ちよだ<br>アートスクエア | 日比谷<br>図書文化館 | 内幸町<br>ホール | 九段生涯<br>学習館 |
| 伝統工芸継承事業            | ●              | ●            |            |             |
| 昔あそびの伝承             |                |              |            |             |
| 文化財企画展・文化財特別展       |                | ●            |            |             |
| 図書・文化財のデジタル化        |                | ●            |            |             |
| 昼休みコンサート            | ●              |              |            |             |
| 地域と連携した展示・イベント      | ●              | ●            |            |             |
| 文化事業助成              | ●              |              | ●          |             |
| 文化芸術の秋フェスティバル       |                |              |            | ●           |
| 千代田ミュージアムネットワーク     | ●              | ●            |            |             |
| 区内民間文化施設との連携        |                |              |            |             |
| 体験教室                |                | ●            |            | ●           |
| (仮称)子ども1日書店長        | ●              | ●            |            |             |
| ちよだアーティストバンク        | ●              |              | ●          |             |
| 人材バンク活用講座           |                |              |            | ●           |
| コミュニケーター育成プログラム     | ●              |              |            |             |
| 国際交流・協力ボランティアバンクの活用 |                |              |            |             |

## 第4章

# 施策の展開

## 1 施策内容

### 重点目標1 保存し伝える

区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図る（区文化芸術基本条例第7条より）。

#### 施 策 1

### 文化芸術遺産の保存・継承

#### ▶歴史や伝統、暮らしの文化を学び、共有することで、文化芸術遺産を継承する

文化芸術遺産の保存に加えて、文化財や史跡、歳時記等の暮らしの文化を学ぶ講座やイベント等をとおして、区民が歴史や伝統文化を学び、それらを共有することによる活用・継承を促進します。

| No. | 事業名称                        | 内容  | 担当課      |
|-----|-----------------------------|---|----------|
| ①   | 新規 伝統工芸継承事業                 | 日本の伝統工芸や江戸文化とアーティストがコラボした、ワークショップ等による区民参加型のプロジェクト | 文化振興課    |
| ②   | 史跡の保存活用・地域計画の策定             | 史跡や地域の文化財を適切に保存し、次代に継承するための計画の策定                  | 文化振興課    |
| ③   | 昔あそびの伝承                     | 日本の伝統文化、生活の知恵を学習する講座や体験イベントの開催                    | 指導課      |
| ④   | 『景観まちづくり重要物件』及び『景観重要建造物』の指定 | 歴史的な景観の保存・継承を目的とした『景観まちづくり重要物件』及び『景観重要建造物』の指定     | 景観・都市計画課 |

### ❖伝統文化の保存・継承

区には、江戸城外堀跡のような、東京、さらには日本を代表するような歴史的景観から、祭りには欠かせないお囃子など区民の暮らしに溶け込んだ伝統文化まで、時代とともに変化を続けながら、さまざまなまちの歴史が形成されています。

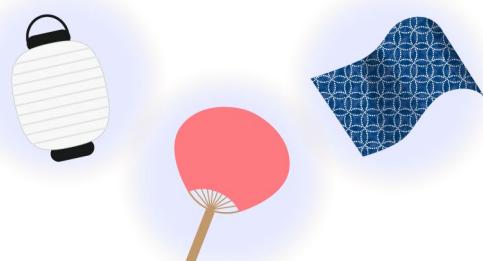
まちの記憶や情景、昔から伝わる生活の知恵なども区の貴重な文化芸術ととらえ、記録・保存に努めるとともに新たな価値を見出し、継承していきます。

「伝統工芸継承事業」は、現役で活躍するアーティストと日本が誇る伝統工芸がコラボすることによって、日本の伝統的な美意識と芸術力を次世代に継承する取組です。開発された商品はリニューアルオープン後の「ちよだアートスクエア」で販売することを予定しています。

工芸品制作の過程から商品開発までを区民が参加できるプロジェクトであり、伝統文化への興味関心に加え、シビックプライドの醸成にもつなげます。



区の景観



伝統工芸継承事業

### ❖暮らしの文化の継承

区内の地域人材等との連携により、日本の伝統文化に触れる機会を提供し、自然や環境の大切さを意識したり、他人を思いやる気持ちや生活の知恵を学習したりする取組を行っています。

「昔あそびの伝承」事業は、区内の高齢者が子どもたちに日本の伝統的な遊びを教える事業です。伝統文化の継承に加えて世代間交流も図り、子どもたちからさらに後の世代への継承の土壌を醸成します。

また、区には土地に根付いた多様な食文化があり、これは未来に継承すべき伝統文化の一つです。地域と連携しながら、区の食文化の振興を推進していきます。



昔あそびの伝承



区内の食文化

## 施策2

### 資源活用と情報発信

**►イベントや観光をとおして情報発信を行い、価値ある文化芸術遺産を将来に遺す**

イベントや観光をとおして文化芸術遺産を発信し、広く認知されることで、その価値を高め、これらを将来にわたって保存し未来に継承する土壤をつくります。

| No. | 事業名称  | 内容   | 担当課             |
|-----|---|--|-----------------|
| ⑤   | 企画展・特別展   | 区が収集した歴史・民俗・美術・考古などの資料を中心に、区の特徴ある歴史や文化を紹介する展示の実施 | 文化振興課           |
| ⑥   | 拡充  図書・文化財のデジタル化 | 貴重資料等を中心とした高精細デジタルデータの作成及び、デジタルアーカイブシステムの構築      | 文化振興課           |
| ⑦   | 文化財サインの設置   | 区の豊かな文化資源をわかりやすく発信し、関心を喚起することを目的とした解説板の設置        | 文化振興課           |
| ⑧   | まちの記憶保存プレート   | 歴史的な事象や縁のある人物等をテーマにしたデザインプレートの設置                 | コミュニティ総務課       |
| ⑨   | 歴史散歩マップシリーズ発行・配布  | 区の文化芸術をめぐるマップをシリーズで発行・配布                         | 商工観光課<br>(観光協会) |
| ⑩   | 平和イベント  | 戦時下や昭和初期の生活の様子を伝える所蔵品の展示による、「平和の大切さ」を確かめる機会の提供   | 国際平和・男女平等人権課    |

### ❖文化芸術遺産の発信による価値向上

「企画展・特別展」は、区の特徴ある歴史や文化を紹介する展示を日比谷図書文化館で行い、地域の歴史をより深く理解し、祖先の暮らしや伝統的な産業、風俗、慣習への理解を深める事業です。特に、古くから受け継がれてきた祭りは、区の伝統文化の象徴です。その華やかさの裏には綿密な準備と地域住民の協力があり、コミュニティの結束を強める重要な役割を果たしてきました。祭りによって生まれる世代を超えた交流に加え、受け継がれてきた美意識や価値観を紹介するとともに、現代に活かす発信を行います。

さらに、各年のトピックや社会的要請等をとらえたテーマを選択し、他の自治体や博物館施設、資料所有者などとも連携しながら展示を行うことで、より幅広い集客や更なる価値の向上につなげます。



企画展・特別展

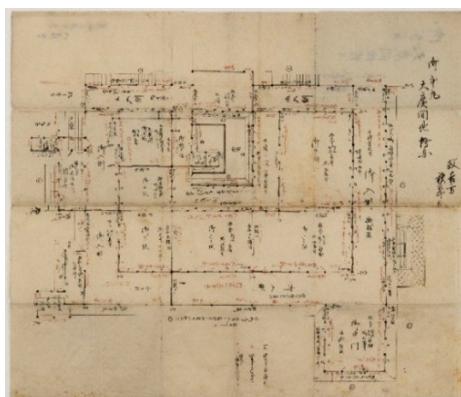
## ❖デジタル活用による保存・発信

さまざまな要因で展示が難しい文化財の鑑賞機会を確保したり、現地に訪れることが難しい人々に向けた発信を可能としたりするために、DXを推進していきます。

DXを推進していくうえで情報格差や価値観の偏りなどの課題に対応できるよう、区ではスマート教室などを実施しており、発信・交流ツールとして図書・文化財のデジタル化を進めます。

「図書・文化財のデジタル化」事業では、区が所蔵する資料や区内に所在する文化財のうち、とくに慎重な取り扱いが必要で展示機会が限られている浮世絵、古文書や貴重図書などについて、高精細デジタルデータを作成することで、鑑賞機会の拡大と資料の安全な保存を両立します。

また、データ化した資料を公開するデジタルアーカイブシステムの構築や、デジタルデータを利用したレプリカの作成によって、区民が文化資源に親しむ機会を増やします。



図書・文化財のデジタル化

## 重点目標2 創る

地域ごとの特性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に向けて発信する新たな千代田区の文化芸術を創造する（区文化芸術基本条例第7条より）。

### 施策3

#### 文化芸術風土の醸成

##### ▶区民が歴史や伝統文化に触れ、文化芸術作品に親しむ環境をつくる

身近な場所でまちの歴史や伝統、暮らしの文化に触れたり文化財や芸術作品を鑑賞したり、区民が日常生活の中で文化芸術に親しむことのできる環境を創出します。

| No. | 事業名称              | 内容  | 担当課        |
|-----|-------------------|---|------------|
| ⑪   | 昼休みコンサート          | 昼休みの時間に区役所等のオープンスペースを活用した、さまざまなジャンルのコンサートの実施            | 文化振興課      |
| ⑫   | ミューズ＆シアターマップ      | 区内の劇場や美術館、博物館等を周知するガイドマップの作製。インターネット上のマップを区HPで公開        | 文化振興課      |
| ⑬   | 文化芸術鑑賞チケット販売      | 区内の劇場等と連携した、鑑賞券購入の助成                                    | 文化振興課      |
| ⑭   | 内幸町ホール主催事業        | 区民が文化芸術に親しめるよう、内幸町ホールを使った音楽・朗読等のさまざまなイベントの実施            | 文化振興課      |
| ⑮   | 千代田シネマセレクション      | 東京映画祭の実施団体と共に、区内在住・在勤・在学者を無料招待する映画上映会                   | 文化振興課      |
| ⑯   | 地域と連携した展示・イベント    | 図書館内で、古書や出版業、大使館、大学等と連携した展示・イベントの実施<br>漫画やアニメ等コンテンツとの連携 | 文化振興課      |
| ⑰   | 日比谷カレッジ           | 「江戸・東京、本、スキルアップ、芸術、センスアップ」のカテゴリに基づく、年70事業程度の講座・講演会の実施   | 文化振興課      |
| ⑱   | 日比谷図書文化館における展示・講座 | 指定管理者によるさまざまなテーマの特別展と関連講座、企画展示等を実施                      | 文化振興課      |
| ⑲   | 区内まちあるきツアー        | 神保町を中心に千代田図書館コンシェルジュが行うまち歩きイベント                         | 文化振興課      |
| ⑳   | 生涯学習団体1日公開講座事業    | 生涯学習団体の新規会員募集を目的とした講座講習会に対し、講師謝礼の全部または一部を負担する事業         | 生涯学習・スポーツ課 |

#### ❖日常生活の中で芸術に親しむことができる環境づくり

区民が文化芸術を身近に感じ、多様な文化芸術に親しむことができるよう、身近な場所で気軽に鑑賞・体験できる機会や、区内の民間文化芸術施設と連携した鑑賞の機会を充実していきます。

文化芸術の楽しさ・豊かさを知るきっかけとして、「**昼休みコンサート**」事業では区役所等のオープンスペースで昼休みの時間にさまざまなジャンルのコンサートを実施します。

多くの人の目に留まるように日常の中で良質な文化芸術に親しむ機会を提供することで、あらゆる人々が文化芸術を身近に感じられるようにします。



**昼休みコンサート**



**ミューズアンドシアターマップ 表紙**



**シネマセレクション チラシ**



**地域と連携した展示・イベント**

## ❖まちの歴史や伝統、暮らしの文化を発見する

千代田区立図書館は、案内や展示などを通した千代田区の地域情報や“出版”に関する情報の発信を担っています。

「**地域と連携した展示・イベント**」事業では、図書館内で古書や出版業、大使館、大学等と連携した展示・イベント等を実施し、相互の関係性強化による活性化や資料の活用推進を図ります。

また、ちよだアートスクエアでは、ポップカルチャーが盛んな秋葉原の特徴を活かし、漫画やアニメ等のコンテンツとの連携も図っていきます。

## 施策4

## 創作活動の促進

## ▶文化芸術活動を活性化する、創作活動を促進する

区内で文化芸術活動を行う個人・団体に対し、発表の場や機会の提供、情報発信、資源の提供等、さまざまなかたちで支援し、創作活動を促進します。

| No.     | 事業名称                       | 内容  | 担当課         |
|---------|----------------------------|---|-------------|
| ㉑       | 文化事業助成                     | 区内文化団体が実施する文化事業への補助金の交付（200万円を上限に事業経費の一部補助） | 文化振興課       |
| ㉒       | 文化芸術の秋フェスティバル              | 区民が文化芸術に親しめるようなさまざまな事業の実施と、文化団体等の発表の場の提供    | 文化振興課       |
| ㉓<br>新規 | 内幸町ホール利用にかかる区内在住者優先予約制度の導入 | 区内在住者及び半数以上が区内在住者からなる団体に対し、利用料金の減額や優先予約の実施  | 文化振興課       |
| ㉔       | 内幸町ホール文化祭                  | 区内で文化活動を行う団体に内幸町ホールを無償貸与することによる発表の機会の提供     | 文化振興課       |
| ㉕       | Instagramコンテスト             | Instagramを活用した、四季折々の風景や行事等、区の観光に資する写真の募集    | 商工観光課（観光協会） |
| ㉖       | 区民自主企画運営講座（九段生涯学習館）        | 区に在住・在勤・在学する5名以上で構成する団体が企画した講座の実施           | 生涯学習・スポーツ課  |

## ❖文化芸術活動を行う個人・団体等の創作活動を支援

区内では、ヨーラスや絵画などの活動に加え、茶道や華道などの伝統文化を楽しみ伝える活動が多く行われています。区内で創作・表現を楽しむ個人や団体、NPO等、また芸術家・作家として活動する人たちを支援し文化活動を促進することで、創作・表現活動の発信力を強化し、芸術文化や伝統文化などの維持・継続・発展を図ります。

「文化事業助成」事業では、区に活動拠点を置き活動している文化団体が自主的・自発的に実施する文化事業に対して、200万円を上限に事業経費の一部を補助しています。



**令和7年度  
千代田区文化事業助成**

区内で活動する文化団体が実施する  
「文化事業」に対して経費の一部を助成します。

募 集 案 内

〔申請期間〕  
令和7年1月20日（月）から2月18日（火）午後5時厳守  
※申請書類の提出は、文化振興課の窓口のみです。

▶各種申請書式は区HPをご覧ください。

千代田区 地域振興部 文化振興課  
住 所 〒102-8688 千代田区九番町1-2-1 千代田区役所6階  
電 話 03-5211-3628（直通）  
FAX 03-5274-1466  
E-mail: [bsmushin@chitieda.tokyo](mailto:bsmushin@chitieda.tokyo)

文化事業助成

## ❖発表、情報発信の場を提供

「文化芸術の秋フェスティバル」事業では、区の文化芸術拠点施設はもとより、民間の文化芸術施設等を活用することで、区民の日頃の創作・表現活動やその発表の場や機会を支援し、区民相互の親睦と区民文化の興隆を図っています。

これらの事業をとおして人々が交流し、意見交換を行うことで活動の質を高め合う機会を提供します。交流の中から新たな活動への発展が期待できます。加えて、芸術家・作家との交流により、区ならではの新たな文化芸術の創出につなげることを目指します。



文化芸術の秋フェスティバル  
(オーケストラフェスティバル)



文化芸術の秋フェスティバル  
(コーラスフェスティバル)



文化芸術の秋フェスティバル  
(芸能のつどい)



文化芸術の秋フェスティバル  
(作品展)

## 施策5

### 多様な主体との連携

#### ▶区内の多様な主体と連携し、新しい文化芸術の創出を図る

区内に立地する大学や民間企業、大使館、博物館等と連携し、意見交換や研究、イベント共催等を行うことで、新たな切り口から文化芸術活動の発展を図ります。

| No. | 事業名称             | 内容   | 担当課          |
|-----|------------------|--|--------------|
| ㉗   | 千代田ミュージアムネットワーク  | 区内に所在する博物館、美術館、図書館等が集まるミュージアムネットワーク会議を開催することによる、相互連携や協力の促進 | 文化振興課        |
| ㉘   | 拡充 区内民間文化施設との連携  | 区内的民間施設や大学と協定を締結し、区民の文化芸術にかかる活動や発表の場所の確保                   | 文化振興課        |
| ㉙   | 内幸町ホール代替施設利用料金補助 | 内幸町ホールの改修工事にかかる一時休館中に限定し、区内等の民間ホールを利用した場合の補助金の交付           | 文化振興課        |
| ㉚   | 地域コミュニティ活性化事業    | 地域が自ら企画・実施するイベント等事業に対する補助金の交付                              | コミュニティ総務課    |
| ㉛   | 外国人等の観光客への情報発信   | 多言語でのガイドマップ作成やウェブサイト・SNSでの情報発信、観光案内所の充実等による、観光資源情報の効果的な発信  | 商工観光課（観光協会）  |
| ㉜   | 区内大使館等との連携       | 区内の大使館等と国際交流イベントを実施することによる、異文化交流の推進                        | 国際平和・男女平等人権課 |

#### ❖地域の博物館等との連携

「千代田ミュージアムネットワーク」事業では、区内に所在する博物館、美術館、図書館等が集まるミュージアムネットワークを構築し、相互連携や協力を促進しています。区内に蓄積する豊富な文化財・芸術品等の資産を周知・活用し、次世代に継承する新たな文化芸術の振興につなげます。

#### ❖区内文化施設との連携

内幸町ホールなど文化芸術拠点施設が改修工事のため一時休館となるなか、「区内民間施設との連携」がますます必要となります。区内に多く存在する民間ホールや大学等と連携して、区民の文化芸術にかかる活動や発表の場を確保し、新たな文化の創出を図ります。

また、本プラン期間中には、日本大学カザルスホールの活用に向けて、日本大学と協議を進めていきます。



## 重点目標3 育てる

将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで担い手の育成に取組むよう、地域の活力の向上を図る。（区文化芸術基本条例第7条より。）

### 施策6

#### 子どもの育成

##### ▶子どもたちが文化芸術に親しむ環境と、豊かな感性や創造力を養う機会を提供する

将来の文化芸術振興を担う子どもたちに、作品鑑賞や創作活動等、文化芸術に触れるさまざまな機会を提供し、裾野を広げる担い手の育成を行います。

| No.  | 事業名称         | 内容                                      | 担当課            |
|------|--------------|---|----------------|
| (33) | 体験教室         | 区の歴史や伝統文化に親しむ講座やワークショップの開催              | 文化振興課          |
| (34) | 新規 子ども1日書店長  | 地域の書店の協力のもと、子どもが自ら本屋の店長となり、お勧めの本を売るイベント | 文化振興課          |
| (35) | 読み聞かせ、おはなし会  | 図書館や児童館等で行う、読み聞かせやおはなし会等のイベント           | 文化振興課          |
| (36) | 伝統文化を理解する教育  | 古典芸能の鑑賞や実演指導による、日本の伝統文化に触れる機会の提供        | 学務課<br>指導課     |
| (37) | 国語教育・読書活動の推進 | 文化芸術の基盤をなす国語教育充実のため、成長過程に応じた講座等の実施      | 指導課            |
| (38) | 児童余暇事業       | 幼児・児童・生徒にスポーツや文化活動等、多様な活動の場や機会の提供       | 生涯学習・<br>スポーツ課 |

#### ◆学習体験の機会の提供

子どもの頃から文化芸術に触れ、豊かな感性、創造力を養うことができる体験や学習機会の充実を図ります。

また、広く機会が提供されるよう学校の授業や課外活動の一環として鑑賞・学習の機会を設けます。いずれの機会においても質を重視し、子どもの頃から質の高い文化芸術に触れ、また豊かな学習体験を得ることができるように努めます。

「体験教室」では、江戸時代から継承されてきた優れた伝統文化を体験し、それらを育んできた地域性を理解することにより、地域に根付く衣食住やものづくりに関する歴史・文化を次世代に伝えています。



体験教室

### ❖発信、表現する力の育成

区内在住・在学の子どもたちが自ら本屋の店長となり、自分のお勧めの本を紹介し、販売する「子ども1日書店長」を実施することにより、本（読書）に親しむきっかけをつくるとともに、子ども自身の創造力や想像力、コミュニケーション能力を育てる機会を提供します。

また、イベントを開催するタイミングで、区内の歴史や産業等を知ることができ 「なぞときラリー」を開催し、知的・創造的な刺激を得る機会も提供します。



子ども1日書店長

## 施策7

### 創り手の育成

#### ▶文化芸術を創造する人材の育成を図る

文化芸術に係る育成講座の開催、創作活動の場の提供やアーティストとの交流等、さまざまなかたちで文化芸術を創造する人材の発掘・育成につなげます。

| No.  | 事業名称            | 内容  | 担当課        |
|------|-----------------|---|------------|
| (39) | 新規 ちよだアーティストバンク | 区に縁のあるアーティストを紹介するウェブページを制作し、アーティストのインタビュー等を通じたネットワークの形成     | 文化振興課      |
| (40) | 人材バンク活用講座       | 生涯学習人材バンクの登録者に講師となる機会を提供するとともに、人材バンク登録制度への区民の関心の喚起及び学習機会の提供 | 生涯学習・スポーツ課 |

#### ❖創造する人材の発掘と育成

区内で文化活動を実践し、千代田区ならではの文化芸術の創造を担う人材の育成を多様な面から支援していきます。また、地域に根差した自主的で独創的な文化芸術活動を推進します。

「ちよだアーティストバンク」事業では、区にゆかりがあるアーティストを紹介するバンクのウェブページを制作し、アーティストの取材や情報発信を通じてネットワーク形成につなげていきます。なお、ちよだアートスクエアのリニューアルオープン後には、年ごとにレジデントアーティストを選定し、発表と交流の場を提供していきます。

「人材バンク活用講座」では、生涯学習人材バンクの登録者に講座の講師となる機会を提供することにより、人材バンク登録制度への区民の関心を高め、区民の学習活動の機会を広げていきます。



人材バンク活用講座

## 施策8

## 支え手の育成

## ▶文化芸術を支える人材を育成し、活用する

イベントの企画運営や作家と鑑賞者とのコーディネイト、活動を支えるボランティア等に携わる人材を育成し、文化芸術振興で活躍する機会を提供します。

| No.  | 事業名称                | 内容                            | 担当課          |
|------|---------------------|-------------------------------|--------------|
| (41) | 新規 コミュニケーター育成プログラム  | 次世代とクリエイティブ手法をつなぐコミュニケーションの育成 | 文化振興課        |
| (42) | 国際交流・協力ボランティアバンクの活用 | 地域の中で国籍や文化の違いを超えて交流を図るコミュニティ  | 国際平和・男女平等人権課 |
| (43) | ちよだ生涯学習カレッジ         | 学びを地域に還元し、社会貢献に積極的な人材のサポート    | 生涯学習・スポーツ課   |

## ❖地域の文化芸術活動を支える人材の育成

文化芸術を支える人材を育成するためには、次世代が自主的に文化芸術に携わる機会を増やし、主体的に関わろうとする意欲や機運を醸成することが重要です。「**コミュニケーションの育成プログラム**」事業では、次世代とクリエイティブ手法（デジタル／アナログ）をつなぐコミュニケーションの育成とともに、アーティストと区民が一体となった共創型プログラムも実施します。

また、本プログラムでは、障害の有無にかかわらず参加できる事業を開発することで、文化芸術を通した多様性への理解や新たな価値の創出を実践し、共生社会の実現を目指します。

## ❖国際交流・協力活動の促進に資する人材の活用

区内の多文化共生を促進するため、「**国際交流・協力ボランティアバンクの活用**」事業として、文化や観光、国際交流・国際協力等、さまざまな分野で講座・講演会を通じてボランティアを養成し、その人材を積極的に活用します。



コミュニケーションの育成プログラム

## 2 文化芸術拠点施設の今後の取組

本プランでは引き続き、文化芸術振興施策を推進していくための拠点施設として、「ちよだアートスクエア」「日比谷図書文化館」「内幸町ホール」「九段生涯学習館」を位置づけます。3つの重点目標「保存し伝える」、「創る」、「育てる」の実現にあたって、これらの施設が文化芸術活動の発信、さらには交流の場となること改めて着目し、さらなる有効活用に向けた取組を推進していきます。

事業は4つの拠点施設に限定するのではなく、他の公共・民間施設や関係機関等とも連携・展開していくことで、区全体での文化芸術振興を図ります。



## ❖ちよだアートスクエア ～アートでつながる交流拠点～

ちよだアートスクエアは、文化芸術活動の担い手を育成する活動の推進や、アートを発信する文化芸術の拠点として、主に「創る」と「育てる」という目標の実現に寄与する施設です。

次世代を担う子ども・若者の想像力育成及び、文化芸術を創り、担う人の育成を目指す拠点として、質の高い文化芸術に触れる機会を提供するとともに、障害の有無にかかわらず創作・表現する人々を支援していきます。新たな芸術家・作家の発掘・発信とともに、区民が文化芸術に親しめるよう講座やワークショップなどを通じて、創作・表現を体験する機会もつくっていきます。

また、民間事業者のノウハウやネットワークを生かし、さまざまな学びと交流の場を提供するとともに、ちよだの魅力を区内外、国内外に共有・発信していきます。

現在改修工事のために休館中ですが、再開後は「音楽・動画配信スペース」を新たに設け、音楽活動を楽しむとともに、音楽やダンス等の幅広い活動を通じてさまざまな世代の人が交流できるような機能を持たせます。



ちよだアートスクエア外観  
(改修後イメージ)



コミュニティースペース  
(改修後イメージ)



教室  
(改修後イメージ)



メインギャラリー  
(改修後イメージ)

## ❖ 日比谷図書文化館

### ～新たな興味や関心が広がる知の交流拠点～

日比谷図書文化館は、本を読み、調べる図書館と、歴史や多彩な文化情報を展示するミュージアム、さまざまな講座・講演会等の開催をとおした文化活動・交流機能が一体となった複合文化施設です。

区の魅力を「保存し伝える」ことに加え、「創る」、「育てる」についても、その目標実現に寄与します。

ミュージアム機能の中心を担う常設展示室と特別展示室では、資料や映像を利用しながら区の魅力ある歴史をはじめ、多彩な文化情報を伝える展示を実施していきます。

加えて、施策2でも紹介したとおり、図書・文化財のデジタルアーカイブシステムの構築を進めることにより発信力を高め、知的財産の集積地としてさらなる魅力向上を図ります。

また、江戸・東京の歴史文化、本、スキルアップ、芸術などの多彩なテーマで、講座やワークショップなどを開催し、さまざまな学びと交流の場を提供することで、区民の文化芸術活動を支援します。



日比谷図書文化館外観



図書フロア



特別展



講演会

## ❖内幸町ホール

### ～舞台出演と鑑賞、ハレの日の交流拠点～

内幸町ホールは、区民の文化芸術活動のハレの日を支えるとともに、シャンソンや落語の聖地として親しまれている施設です。舞台出演の体験に加えて、鑑賞することで文化芸術の支え手を育て、重点目標「創る」と「育てる」に寄与します。

また、出演者が発信した芸術を鑑賞者が受け取る広義の交流や、鑑賞後の意見交換等により、活動の質を高めたり新たな活動が生まれたりする拠点にもなります。

現在改修工事のため休館中ですが、出演者や鑑賞者として、より多くの区民に参加してもらえる仕組みをつくることによって、区民の文化活動ならびに文化芸術を通じた交流を活性化します。



内幸町ホール客席（改修後イメージ）



内幸町ホール文化祭

## ❖九段生涯学習館

### ～人生100年時代の生涯学習、幅広い学びの交流拠点～

九段生涯学習館は、区民の自主的かつ継続的な学習活動の場を提供するだけでなく、文化芸術の担い手を育成する拠点となる施設です。重点目標「育てる」の観点から活動する人の輪を広げ、「創る」における創作、発表、交流の機会へつなげます。

文化芸術そのものの学びだけでなく、生活にさまざまな楽しみや生きがいを持つことで、より豊かで充実した人生を過ごせるよう、他世代やグループ同士の交流につながる取組も行っていきます。



九段生涯学習館外観



九段ギャラリー

## 第5章

### 計画の推進

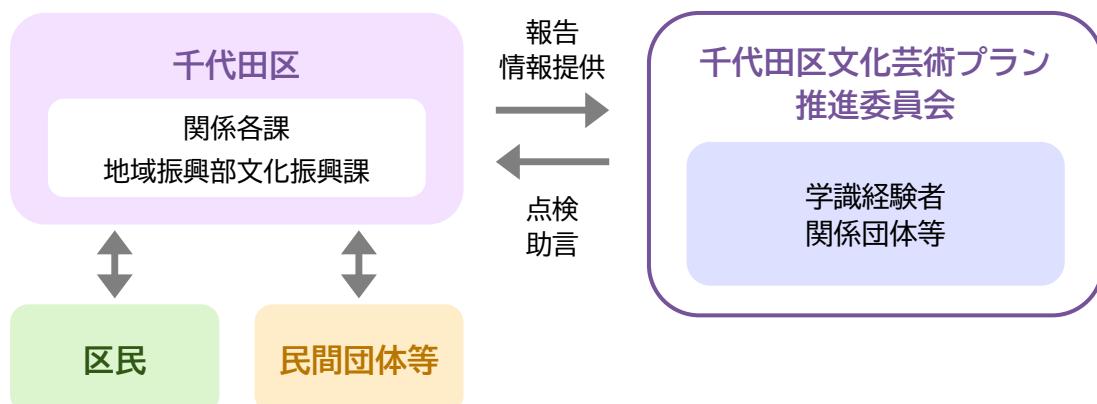
#### ◆計画の推進体制

本プランの計画推進に当たっては、庁内の関係部局や各文化施設と連携・調整を行い、効果的かつ着実な推進を図ります。

区、企業、学校、NPO、地域団体等の民間団体、文化芸術活動を実践する個人、文化芸術団体においては、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して計画の推進を図ります。

#### ◆計画の進行管理・評価

区は、年度毎に事業の進捗状況を把握し、事業をよりよいものに改善しながら本プランを推進していきます。また、学識経験者、関係団体及び区職員から構成される千代田区文化芸術プラン推進委員会を設置し、第5次プランに位置付けられた取組の実施状況やその成果を点検するとともに、計画の推進に対して助言を行います。





# 1 千代田区文化芸術プラン(第5次)推進委員会 委員名簿

敬称略

| No |               | 所属等                                 | 氏名         |
|----|---------------|-------------------------------------|------------|
| 1  | 委員長           | 明治大学政治経済学部 教授                       | 星野 泉       |
| 2  | 委員<br>(職務代理者) | 千代田区文化財保護審議会委員<br>東京科学大学博物館 教授      | 山崎 鯛介      |
| 3  | 学識経験者         | 千代田区ミュージアム連絡会<br>東京ステーションギャラリー 学芸室長 | 田中 晴子      |
| 4  | 文化関係          | 千代田区文化芸術協会 理事長                      | 新井 巖       |
| 5  | 文化関係          | 千代田区文化連盟 代表幹事                       | 阿部 俊裕      |
| 6  | 文化関係          | 元千代田区観光協会アンバサダー                     | マライ・メントライン |
| 7  | 区             | 地域振興部文化スポーツ担当部長(令和6年度)              | 佐藤 尚久      |
|    |               | 地域振興部文化スポーツ担当部長(令和7年度)              | 中田 治子      |

## 2 千代田区文化芸術プラン(第5次)策定経過

| 年度    | 月   | 内容  |
|-------|-----|---|
| 令和6年度 | 3月  | <b>第2回文化芸術プラン推進委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次プラン策定概要</li> <li>・第5次プラン策定スケジュール確認</li> </ul>             |
|       | 4月  |   |
|       | 5月  | <b>第1回文化芸術プラン推進委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次令和6年度進捗状況報告</li> <li>・第4次計画の評価</li> <li>・素案検討①</li> </ul> |
|       | 6月  |   |
|       | 7月  | <b>第2回文化芸術プラン推進委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案検討②</li> <li>・体系図案</li> </ul>                              |
|       | 8月  | 第5次プラン掲載事業調査  |
|       | 9月  | <b>第3回文化芸術プラン推進委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案検討③</li> </ul>   |
|       | 10月 | <b>第4回文化芸術プラン推進委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案検討④</li> </ul>   |
|       | 11月 |   |
|       | 12月 | 計画素案確定  |
|       | 1月  | パブリックコメント(1/5-1/26)<br>1月5日号予定  |
|       | 2月  | <b>第5回文化芸術プラン推進委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果報告</li> <li>・計画案検討①</li> </ul>                    |
|       | 3月  | パブリックコメントの結果公表<br>計画確定<br>計画書・概要版納品   |

### 3 千代田区文化芸術基本条例

平成16年3月17日条例第1号  
改正 平成30年3月23日条例第2号

#### 前文

私たちのまち千代田区には、江戸時代からの成熟した文化を基礎に、特色ある文化芸術が継承され、多数の有形無形の文化財や歴史的な建物、街並み・景観、史跡が存在している。また、地域には互いに支え合い尊重し合う人々の知恵が蓄積され、祭りなどの行事が世代を超えて生活に根付いているとともに、特色ある商店街や住宅地、桜の景勝地など、千代田区独自の地域文化が形成されている。

さらに、長く日本の政治・経済・文化の中心としての役割を果たしている千代田区では、国内外との人の行き来が活発で、多くの企業や文化芸術施設、教育機関など、多彩な人的・物的資源が集積した都心特有の文化が形成されている。

こうした千代田区の歴史や文化が私たちに教えているのは、互いを思いやり、心豊かで安全に生活できるまちのすばらしさである。優れた文化芸術は、人々に感動を与え、心を揺り動かし、豊かな感性の醸成につながる。私たちはこれまでの千代田区に息づく伝統を大切に保存し、伝え、新しい文化芸術を創り出し、そして、それらの文化芸術の担い手を育んでいかなければならない。

私たちは、「教育と文化のまち千代田区宣言」をさらに発展させ、文化芸術を通じて、誰もが自らの暮らしの主人公として豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しい千代田区を創るためにこの条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づき、千代田区（以下「区」という。）における文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに区及び区民等の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓くことを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、すべての人々の文化芸術を創造し、享受する権利を尊重するとともに、美しさを追求し、自立・自己責任、他者への気遣いやマナーを大切にした文化を今に生かし、品格ある質の高い文化的・芸術的生活を日常的に送ることのできるまちの実現を図るものとする。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、区民（区に住み、働き、学び、集うすべての人々をいう。以下同じ。）一人ひとりの自主的かつ創造的な活動の輪がつながり、文化芸術のエネルギーを次々と生み出す、文化的・芸術的な香りの溢れるまちの実現を図るものとする。

#### (区の責務)

第3条 区は、前条の基本理念にのっとり、区特有の地域性や豊富な文化芸術資源を生かし、区の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 区は、文化芸術に関する施策の実施に当たっては、文化芸術の担い手が区民であること踏まえ、区民の文化芸術活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮するとともに、区民との連携及び協力に努めなければならない。

3 区は、区が実施する施策に、文化芸術に関する視点を取り入れるよう努めなければならない。

#### (区民の責務)

第4条 区民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かして、自主的かつ創造的な活動の推進に努めるとともに、相互に理解し合い、尊重し合わなければならない。

#### (民間団体等の責務)

第5条 企業、学校、民間非営利団体（NPO）、地域団体等（以下「民間団体等」という。）は、区の地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、区民の文化芸術活動の支援に努めなければならない。

#### (文化芸術の推進のための計画)

第6条 区長は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定しなければならない。

2 区長は、前項の計画を策定するときは、あらかじめ区民の意見を反映させるため、適切な措置を講じなければならない。

#### (重点目標)

第7条 区は、次の各号に掲げる事項を重点目標とし、その達成のために必要な施策を立案し、実施する。

(1) 保存し伝える 区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図る。

(2) 創る 地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に向けて発信する新たな区の文化芸術を創造する。また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちの創出を図る。

(3) 育てる 将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで担い手の育成に取組むよう、地域の活力の向上を図る。

#### (顕彰)

第8条 区は、優れた文化芸術活動に対し、顕彰を行うことができる。

2 前項の顕彰の方法については、区長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成30年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。



**千代田区文化芸術プラン（第5次）**  
令和8年3月発行

編集・発行 千代田区地域振興部文化振興課  
住 所 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1  
電 話 03（5211）3628

